

岩手県企業局物品定例見積に関する見積書及び請求書の 押印省略について

1 対 象

「見積書」及び「請求書」

注：住所、商号・屋号等、代表者職名及び氏名については、これまでどおり記載願います。

2 対象外

契約書、請書は、対象外です。(押印継続)

3 その他

- (1) 押印を省略した場合、提出者本人からの提出書類であることを確認するため、問い合わせる場合がありますので、連絡先（電話番号等）の記載をお願いします。また、押印を省略した見積書等を持参の場合、身分証明書等で、持参者の本人確認をさせていただきます場合があります。
- (2) 押印省略の取扱いは、あくまでも提出書類への押印を省略できることとするものであり、従来どおり押印した書類での提出も可能です。その場合は、問い合わせや本人確認は行いません。